

苫小牧市工事競争入札参加資格格付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、苫小牧市に入札参加資格審査申請をした者のうち建設工事に係る入札参加資格の申請をした者（以下「建設業者」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により定められた資格の格付の方法を定めることを目的とする。

(格付業種)

第2条 格付は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第2項に規定する業種のうち、別表に掲げる業種について行うものとする。

(格付の方法)

第3条 建設業者の格付は、入札参加資格の認定時（苫小牧市に建設業法における主たる営業所又は商業登記簿上の本店を有している建設業者については、入札参加資格の認定時及び中間年に行う審査時）において、客観的事項による点数と主観的事項による点数を加えて得た総合点数に応じて前条に規定する業種ごとに行うものとする。

2 建設業者の格付は、前項に規定する総合点数に応じて、別表に掲げる等級に行うものとする。

3 前項の等級に対応する発注標準金額は、別表に掲げるとおりとする。

(客観的事項による点数)

第4条 客観的事項による点数は、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の総合評定値とする。

(主観的事項による点数)

第5条 主観的事項による点数については、苫小牧市に建設業法における主たる営業所又は商業登記簿上の本店を有している建設業者に対して算定する。ただし、主観的事項による点数の加点により上位の等級となることを辞退した建設業者については算定しない。

2 主観的事項による点数は、次の各号ごとに得られる点数の合計とする。

(1) 工事成績

苫小牧市が発注する工事で工事成績評定を行った工事において、申請業種ごとに、格付対象年度の前々年度の1月1日から前年度の12月31日までの間に検定を行った工事の施工成績に係る評定数値の平均値（小数点以下は四捨五入）に応じて次の点数を付与する。

なお、共同企業体による工事にあつては、当該工事の成績評定の数値を各構成員の評定数値として取り扱う。

- ア 85点以上 50点
- イ 80点以上85点未満 40点
- ウ 75点以上80点未満 30点
- エ 65点以上75点未満 0点
- オ 60点以上65点未満 -10点
- カ 60点未満 -20点

(2) 女性技術者・若手技術者の雇用

建設業法第7条又は第15条に規定する有資格者で、女性技術者又は若手技術者（35歳未満）を1名以上雇用（直接的かつ恒常的な雇用関係があること。）している場合に、資格に対応した申請業種について5点を付与する。

(3) 障害者の雇用

障害者を雇用し、次のいずれかに該当する場合に5点を付与する。

ア 障害者雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の規定による障害者雇用状況の報告義務があり、法定の障害者雇用率を超える障害者を雇用している場合

イ 障害者雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の規定による障害者雇用状況の報告義務はないが、同法の基準に基づく障害者を1人以上雇用している場合

(4) 協力雇用主

協力雇用主として保護観察所に登録している者に5点を付与する。

(5) 地域貢献活動

苫小牧市内において、格付対象年度の前々年度の1月1日から前年度の12月31日までの間に、地域に貢献されたと社会的に認められる活動で、建設業者が組織的にかつ自主的・自発的に、非営利で行う、社会性・公共性を有する活動の3点を満たす活動を行った建設業者については、次のいずれかに該当する場合に5点を付与する。ただし、付与点数は15点を限度とする。

ア 公共施設等の清掃・美化・補修

イ 福祉・教育事業に対する支援

ウ 地域におけるまちづくり行事への参加

エ 植樹活動・花壇整備

オ 災害・緊急時の奉仕活動

カ 男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの取組の推進

キ 健康経営の取組の推進

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成25年3月22日から実施し、平成25年4月1日以後に行う入札について適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から実施し、同日以後に苫小牧市入札指名委員会に付議する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成28年12月15日から実施し、平成29年4月1日以後に行う入札について適用する。

附 則

この要領は、令和2年12月1日から実施し、令和3年4月1日以後に行う入札について適用する。

附 則

この要領は、令和4年12月1日から実施し、令和5年4月1日以後に行う入札について適用する。

附 則

この要領は、令和6年12月1日から実施し、令和7年4月1日以後に行う入札について適用する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日以後に行う入札について適用する。

別表（第2条及び第3条関係）

業種	等級	総合点数	発注標準金額
土木	A	1101点以上	35,000千円以上
	B	821点以上 1100点以下	10,000千円以上 100,000千円未満
	C	631点以上 820点以下	50,000千円未満
	D	630点以下	20,000千円未満
とび・解体	A	951点以上	10,000千円以上
	B	701点以上 950点以下	50,000千円未満
	C	700点以下	30,000千円未満
舗装	A	951点以上	10,000千円以上
	B	701点以上 950点以下	5,000千円以上 10,000千円未満
	C	700点以下	5,000千円未満
造園	A	801点以上	5,000千円以上
	B	800点以下	20,000千円未満
建築	A	901点以上	50,000千円以上
	B	651点以上 900点以下	10,000千円以上 350,000千円未満
	C	650点以下	20,000千円未満
タイル	A	901点以上	10,000千円以上
	B	651点以上 900点以下	30,000千円未満
	C	650点以下	20,000千円未満
電気・通信	A	861点以上	10,000千円以上
	B	651点以上 860点以下	30,000千円未満
	C	650点以下	20,000千円未満
管	A	801点以上	10,000千円以上
	B	601点以上 800点以下	30,000千円未満
	C	600点以下	20,000千円未満
水道施設	A	901点以上	10,000千円以上
	B	621点以上 900点以下	50,000千円未満
	C	620点以下	20,000千円未満
機械・清掃施設	A	701点以上	10,000千円以上
	B	700点以下	30,000千円未満
塗装・建具・屋根	A	851点以上	10,000千円以上
	B	850点以下	30,000千円未満